

審査基準

令和4年7月28日作成

法令名：風俗営業等適正化法施行規則
根拠条項：第61条第2項において準用する第45条
処分の概要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日以内
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問い合わせ先：三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110） 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備考：